

とはできません。しかし、実際に差押することのできる額は、退職金総額の四分の一にとどまります。

御社のお立場としても、Aさんに対する貸付金を根拠として、Aさんの退職金の仮差押をすることができません。この場合、貸付金返還請求訴訟を起し、判決を得たうえで本差押手続きをして回収することは可能ですが、今申し上げたとおり、回収可能額は全体の四分の一です。また、他者との競合を避けるためには、なるべく早く手続きを進める必要があります。

参考までに、先に申し上げた貸付金控除協定が結ばれていたとしても、相殺の可能性は全体の四分の一となることをご留意ください。

**汐見** わかりました。それにしても、このようなことが起こるたびに裁判をしてはいへんですね…。

**宮下** もちろん、今申し上げた法的手続きは、最悪のシナリオを想定した場合です。場合によれば、Aさんの親族などが、肩代わりの意思を示すことがあるかもしれません。できれば、Aさんを早く見つけて、退職金と貸付金を相殺することの同意をとるとよいと思います。このような相殺の合意は、裁判上も全額について有効であると考えられています。

今回の教訓ポイント

**宮下** 今回の教訓としては、大きく言って二点あると思います。

第一に、社内融資をなされる際のチェックや保全措置を十分に考えなければならぬということです。まず、融資したお金が実際にマンションの購入に使われるのかどうかについて、マンションの資料や売買契約書、その他本人が購入すると称している物や取引の実在についてチェックすべきで

す。また、購入するマンションに対し、当方の貸付金を担保する抵当権の設定も検討できるはずですが。

第二に、このような事態となった際に、従業員を問題なく解雇したうえで、当方の損失を最小にできるような、就業規則の整備などを行う必要があります。解雇、特に懲戒解雇は、その事由を就業規則に明確に規定しておかないと、実際に行使用することは困難です。また、貸付金控除協定なども、成立させておけば、少しは会社の損失を縮めるものになります。

**汐見** いろいろと弊社の課題を学ぶことができました。また、相談に伺いたいと思います。

**宮下** またご遠慮なくご相談ください。

**商工会年末年始業務のお知らせ**

商工会名	年末	年始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛城市商工会</li> <li>・御所市商工会</li> <li>・香芝市商工会</li> <li>・王寺町商工会</li> <li>・上牧町商工会</li> <li>・河合町商工会</li> <li>・高麗町商工会</li> <li>・広陵町商工会</li> <li>・明日香村商工会</li> <li>・五條地区商工会連合会</li> </ul>	12/26(金)まで 平常通り	1/5(月)から 平常通り

知的財産権制度 Q & A

(特許庁)

Q.開発・発明段階に生ずる知的財産権の問題と対応

～従業員が考えた発明・考案や意匠(デザイン)を会社で商品化したいのですが、従業員への補償はどうすればいいでしょうか?～

**A.** 従業員が完成させた発明・考案・意匠(以下、「発明等」という)が職務発明等(会社の業務に属し、従業員の職務に該当する発明等)にあたる場合は、発明等を完成した者(従業員)には、特許を受ける権利が発生し、一方、会社には、従業員等の発明等を実施できる権利(通常実施権)が与えられます。この場合は、上記職務発明を会社が非排他的に実施するのみであれば従業員に補償する義務はありませんが、会社が従業員から職務発明等についての特許等を受ける権利、特許権等の譲渡を受けるか、専用実施権を取得する場合には、従業員に「相当の対価」を支払わなければなりません。対価の決定は、原則として会社と従業員との間の「自主的な取決め」にゆだねられており、発明規程、勤務規則その他の契約において、職務発明に係る権利の承継等の対価について定めがある場合には、その定めるところによる対価を「相当の対価」とすることが原則となります。しかしながら、対価の決定プロセスで、実質的手続きが履践されていないなど、「自主的な取決め」によることが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定することになります。したがって、職務発明等でトラブルを起こさないためには、対価の算定基準に関して、従業員とよく話し合った上で取決めをしておくとともに、当該取決めを従業員に対して開示し、実際の対価算定にあたっては従業員から意見を聴取することが重要です。

